

上毛町会計年度任用職員の募集および 会計年度任用職員登録制度の案内 (大平保育所 代替保育士)

会計年度任用職員登録制度は、上毛町で地方公務員法第22条の2の規定に基づく会計年度任用職員として勤務することを希望する方に事前に登録していただく制度です。町が、この制度により登録された方の中から書類審査又は面接等により任用を決定します。

ただし、登録しても必ず任用されるとは限りませんのであらかじめ御了承をお願いします。

申込みは、上毛町役場 子ども未来課への持参または郵送にてお願いします。

※ 会計年度任用職員とは、地方公務員法および地方自治法の改正により、一般職の非常勤の職として、一会計年度の期間（4月1日から翌年3月31日まで）を範囲として任期を設定される職に採用される職員です。

1 任用条件

○ 地方公務員法第16条の欠格条項に該当しない者

<欠格条項>

- ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・ 上毛町において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ・ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

2 登録申込手続き

○ 登録申込みは、子ども未来課への持参または郵送で受け付けます。

(1) 応募書類

登録申込書（上毛町役場 子ども未来課で配布及び上毛町ホームページに掲載）

※ 申込書の太線内に必要事項を記入してください。

(2) 登録申込

- ・ 受付場所 上毛町役場 子ども未来課
- ・ 受付期間 随時 8時30分から17時15分まで
(ただし、土曜、日曜日及び祝祭日は除きます。)

送付先 〒871-0992 福岡県築上郡上毛町大字垂水 1321 番地 1 上毛町役場 子ども未来課

問い合わせ TEL 0979-72-3127 (子ども未来課)

3 申込書の記載内容等

- 申込書の記載内容に変更がある場合や他に就職先が決定した等で本町の任用を希望しなくなった場合は、速やかに子ども未来課へ連絡してください。
- 提出された申込書はお返しできませんのであらかじめ御了承ください。

4 登録の有効期限

○ 登録の有効期限は、登録された年度の年度末（3月31日）までです。

5 任用の方法

○ 書類審査又は面接により任用を決定します。日時や場所については、個別に連絡します。

6 勤務条件等

(1) 勤務場所

大平保育所

(2) 任用期間

会計年度任用職員は会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）の範囲内の期限があります。

一会計年度の任期終了後、人事評価等により公募によらず再度任用される場合があります。ただし、機構改革や人員配置の見直し等により、その職がなくなった場合はこの限りではありません。

(3) 条件付採用

採用後、実際に勤務した日が15日に達するまでは条件付採用とし、条件付期間中に良好な成績で職務を遂行したときに正式に採用します。

(4) 勤務時間

一日につき7時間45分かつ一週間につき2日の範囲内

※ 勤務時間外に勤務を命じられることがあります。

(5) 給与等

基本給のほか、時間外勤務手当を支給します。また、要件を満たす場合は通勤手当を支給します。

日額8,085円 翌月25日払い

※ 経験年数を考慮した額になります（上限あり）。

(6) 週休日

原則として、日曜日を週休日とします。

(7) 休日

国民の祝日に関する法律で規定する日及び12月29日から翌年の1月3日までを休日とします。ただし、休日に勤務を命じられることがあります。

(8) 休暇

任用期間に応じて、年次有給休暇等の休暇を付与します。

(9) 各種保険の適用

健康保険法、厚生年金保険法及び雇用保険法の適用は、ありません。

(10) その他

地方公務員法に規定されるサービスの各規定（サービスの宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止、営利企業等の従事制限（パートタイムの会計年度任用職員は除く。））が適用されるほか、懲戒の規定に該当する場合は、処分の対象となります。